

県行動計画改定について頂いたご意見等

本協議会委員や関係団体等から頂いたご意見を踏まえ、次期計画に盛り込むべき内容や、今後の取組推進に向けた方向性等について、整理

1 本協議会委員からいただいた主なご意見（意見照会）

ご意見（現状の課題等）	本県における対応等（案）
<医療機関の役割> ・家庭内感染やまん延防止のためには消毒薬が必要。<u>薬局における各種消毒薬の供給体制の整備と、薬剤師による正しい消毒薬の使用法の啓蒙活動の記載が必要</u> ・有事の際にワクチン接種が可能な臨床検査技師や救急救命士の記載が必要	第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等 第5節 対策推進のための役割分担 (3) 医療機関の役割 【薬剤師等の関係者】 <u>「また、消毒薬の供給体制の整備と正しい消毒薬の啓蒙活動に努める。」を追記</u> <u>関係団体等と最終案に向けて調整</u>
<まん延防止> 政府行動計画の概要は「子供や若者、高齢者等、特定のグループのリスクが高い場合は、そのグループへの重点的な対策を検討」となっており、<u>感染リスクが高いものを、これまでの常識に固執しない記載が必要</u>	第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 第6章 まん延防止 第3節 対応期 (2) 所要の対応 3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方 <u>「3-2-2-4. こども、高齢者等が感染・重症化しやすい場合」を</u> <u>「3-2-2-4. こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合」に修正</u> 本文は、政府行動計画と整合を図る
<人材育成> 県及び保健所設置市の本庁職員だけでなく、<u>保健所設置市以外の市町職員の人材育成も有事の際に連携を図る上で必要</u>	第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 第8章 医療 第1節 準備期 (2) 所要の対応 1-3. 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等 ②「あわせて、<u>本庁職員</u>の資質の向上を図る。」を <u>「あわせて、本庁職員や市町職員の資質の向上を図る。」に修正</u>

ご意見（現状の課題等）	本県における対応（案）
＜DXの推進＞ <u>入院調整に当たり独自システム（YCISS）の国システムとの連動による効率化が必要</u>	第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 第8章 医療 第1節 準備期 (2)所要の対応 1-4. 新型インフルエンザ等の発生時のためのDXの推進 「独自システム(YCISS)の維持改善など、DXを推進する。」を 「独自システム(YCISS)の維持改善、<u>国のシステムとの連動</u>など、DXを推進する。」に修正
＜その他＞ <u>「県民経済」「社会経済活動」「社会経済」との用語の使い分け</u>	最終案で調整 ※素案は、政府行動計画に合わせて作成

2 団体や市町等からいただいた主なご意見（意見照会）

ご意見（現状の課題等）	本県における対応（案）
＜社会福祉施設等対策＞ <u>福祉サービス事業所でクラスター発生時に業務継続困難になった際の職員派遣体制の記載が必要</u>	第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項 (6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応 <u>「また、社会福祉施設等での集団感染発生時には、その病原体の特性や感染状況等を踏まえ、感染制御や業務継続支援、感染者の症状等に応じた適切な治療の実施など、保健所や協力医療機関等による、必要に応じた早期の介入・支援を目指す。」を追記</u>
＜実施体制＞ <u>政府行動計画と同時期に「新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置」の記載が必要</u>	第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 第1章 実施体制 第2節 初動期 (2)所要の対応 <u>「2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置」の項目を追記</u> <u>対応期に記載していた県対策本部の設置等の記載を初動期に移行</u>

ご意見（現状の課題等）	本県における対応（案）
＜検査体制＞ <u>県も検体搬送の業務委託等の記載が必要</u>	第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 第10章 検査 第1節 準備期 (2)所要の対応 1-1. 検査体制の整備 ②の下に③として <u>「③検体や病原体の搬送の迅速な実施ができるよう運送業者等に委託する準備を進める。」を追記</u> 第2節 初動期 (2)所要の対応 2-1. 検査体制の整備 ②の下に③として <u>「③県は、新型インフルエンザ発生時に、検体や病原体の搬送の迅速な実施ができるよう運送業者等に委託する。」を追記</u>
＜保健所体制＞ <u>保健所職員の訓練の記載が必要</u>	第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 第11章 保健 第1節 準備期 (2)所要の対応 1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築 1-3-1. 研修・訓練等の実施 ①<u>「保健所への応援職員として派遣等の協力を求める人材」を</u> <u>「保健所の感染症有事体制を構成する人員（IHEAT 要員を含む。）」に修正</u>

⇒ 上記の改定内容等を反映した、県行動計画素案について、資料3のとおり策定